告示

○総務省告示第二百九十四号

町を市とする処分

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八条第三項の規定に基づき、南埼玉郡白岡町を白岡市とする旨、埼玉県知事から届出があったので、同項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成二十四年十月一日からその効力を生ずるものとする。

平成二十四年八月三日

総務大臣　川端　達夫

○政治資金適正化委員会告示第四十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十四年八月三日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	登録年月日	氏名
四二一五	二四、七、二〇	越智　正道
四二一六	二四、七、二〇	畑中　数正
四二一七	二四、七、二〇	吉見　顕
四二一八	二四、七、二〇	小山　富央

○法務省告示第三百十六号

和歌山県東牟婁郡串本町役場備付けの次の戸籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十四年九月三日までに、同町長に対して、次の手続をしてください。

一　当該戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる戸籍の謄本、抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、串本町役場又は和歌山地方法務局新宮支局に照会すること。

平成二十四年八月三日

法務大臣　滝　実

和歌山県東牟婁郡古座町大字津荷三百五十番地

松下　ふみ

○法務省告示第三百十七号

大阪市西区役所保存の次の原戸籍の一部が滅失した。

平成二十四年八月三日

法務大臣　滝　実

大阪市西区九條通三丁目五百三十八番地

山﨑　直吉

○法務省告示第三百十八号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十四年八月三日

法務大臣　滝　実

認証紛争解決事業者の名称及び住所

一般社団法人電力系統利用協議会

東京都千代田区神田神保町二丁目十番地十

認証年月日

平成二十四年七月十九日

○法務省告示第三百十九号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、認証紛争解決事業者の住所の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十四年八月三日

法務大臣　滝　実

認証紛争解決事業者の名称

熊本県司法書士会

変更前の住所

熊本県熊本市大江四丁目四番三十四号

変更後の住所

熊本県熊本市中央区大江四丁目四番三十四号

変更年月日

平成二十四年四月一日

○農林水産省告示第千九百三十四号

出願者から出願公表後に品種登録出願が取り下げられたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十四年八月三日

農林水産大臣　郡司　彰

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び取下げ年月日
Aster L.	VICTORIA ULLA	Peter Jeppesen Hundslevgyden 83B, Kertemin-de, Denmark	第26049号 平成24年6月6日
Chrysanthemum x morifolium Ramat.	DUBLIN DARK ORANGE	Deliflor Royalties B.V. Korte Kruisweg 163, 2676BS, Maasdijk, The Netherlands	第24951号 平成24年6月6日
Dianthus caryophyllus L.	グラッシー	La Villetta S.R.L. Santo Stefano Al Mare (IM) Via Peirona 15 Post. Code 18010, Italy	第26207号 平成24年6月11日
Pleurotus ostreatus (Fr.) Quel.	Chiak 11ho	Kwon sang ook Musil Ipyeonhansesang APT, 1714 Musil-dong, Wonju-si, Gangwon-do, Republic of Korea	第25201号 平成24年6月18日

○農林水産省告示第千九百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月三日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　佐賀県鹿島市大字山浦字四方坂丙三六四一の七

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び鹿島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月三日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　佐賀県武雄市橘町大字片白字片白九一一四の二、九一一六の一、九一一六の三、九一一六の四、九一一八の二、九三一四の二六、九三一四の二八、九三一四の三二、九三一四の一六九、九三一四の一七〇

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び武雄市役所に備え置いて縦覧に供する。）